

国際コンテナ戦略港湾選定の手順

1. 国際コンテナ戦略港湾の公募の手順

(1) 国際コンテナ戦略港湾の目指すべき姿及び国際コンテナ戦略港湾選定のための基準の提示

国際コンテナ戦略港湾検討委員会（以下「委員会」という）は、「スーパー中枢港湾政策の総括」を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の目的及び目指すべき位置づけ、実現のための方策、実現させるための体制等の基本的な考え方を述べた「国際コンテナ戦略港湾の目指すべき姿」を提示する。

併せて、委員会は、「国際コンテナ戦略港湾の目指すべき姿」を踏まえ、地理的条件や貨物集積等港の基礎評価に関する事項及び当該港湾において実施される施策の評価に関する事項からなる「国際コンテナ戦略港湾選定基準」（以下、「選定基準」という）を港湾管理者及び埠頭公社（又は埠頭株式会社）（以下、「港湾管理者等」という）に対して提示する。

(2) 港湾管理者等の応募の方法

委員会は、「国際コンテナ戦略港湾」を選定するため、港湾管理者等に対し、「国際コンテナ戦略港湾の目指すべき姿」を踏まえた当該港湾に係る「国際コンテナ戦略港湾」の計画の提案を募集する。

スーパー中枢港湾関係港湾管理者等その他スーパー中枢港湾と概ね同程度の貨物量取り扱い、サービス水準等を実現しうる港湾管理者等（注）は、単独又はグループで、国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書（目論見）（以下、「計画書（目論見）」という）を作成し、委員会に提出する。

（注）目標達成年次（2015年）において「選定基準」における選定基準1（港の基礎評価）を達成させうる港湾管理者等

(3) 国際コンテナ戦略港湾候補の評価

① 港湾管理者等は、委員会において提出した計画書（目論見）の内容に関するプレゼンテーションを行う。

委員会は、港湾管理者の計画書（目論見）の内容に基づき、選定基準との適合性を、優位性、具体性、実現性等の観点から評価し、港湾管理者等に意見を伝達する。

なお、グループでの提案については、国際コンテナ戦略港湾としてグルー

ブを形成する意義及びグループとしての具体的施策について評価し、グループとしての評価とするか、個別の港湾として評価するかについて判断する。

- ② 港湾管理者等は、委員会からの意見を受け、国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書（以下、「計画書」という）を作成し、委員会において再度計画書の内容に関するプレゼンテーションを行う。

委員会は、港湾管理者等の計画書の内容に基づき、選定基準との適合性を、優位性、具体性、実現性等の観点から評価する。

2. 国際コンテナ戦略港湾の選定等

(1) 国際コンテナ戦略港湾の選定

委員会は、「国際コンテナ戦略港湾」選定案を作成し、国土交通省に提出する。

国土交通省は、国土交通省成長戦略会議の意見を踏まえ、「国際コンテナ戦略港湾」を決定する。

国際コンテナ戦略港湾の選定を受けた港湾管理者等は、計画書に基づく施策を実施し、国は関係省庁との調整を踏まえた所要の支援措置を行う。

(2) 国際コンテナ戦略港湾のモニタリング

委員会は、目標達成年次である2020年までの10年間につき、選定された国際コンテナ戦略港湾に関する施策の展開状況、基幹航路数の推移、トランシップ率の推移、取り扱い貨物量の推移等について施策の成果を検証するとともに、所要の政策上の措置をとるものとする。

(注) 統計の把握の観点から、実際のモニタリングは2020年実績が判明、評価する時期まで行われることとなる。